

一般財団法人 大阪府高等学校野球連盟規定

昭和 52 年 4 月 1 日施行	平成 7 年 4 月 1 日改正
昭和 52 年 3 月 1 日改正	平成 8 年 5 月 10 日改正
昭和 53 年 5 月 16 日改正	平成 10 年 4 月 1 日改正
昭和 55 年 3 月 23 日改正	平成 21 年 3 月 1 日改正
昭和 56 年 3 月 24 日改正	平成 22 年 4 月 1 日改正
昭和 59 年 5 月 22 日改正	平成 28 年 2 月 20 日改正
平成 6 年 4 月 1 日改正	令和 2 年 2 月 18 日改正
	令和 3 年 5 月 25 日改正

- I. 一般財団法人大阪府高等学校野球連盟は加盟校の意思によって組織された団体である。
- II. 本連盟は日本高等学校野球連盟に加盟し、日本高等学校野球連盟は日本学生野球協会に属するものである。
- III. 部員登録およびその変更と選手資格について
1. 本連盟加盟校は毎年 5 月中旬までにその年度の責任教諭（常勤講師を含む）、監督、部員を登録しなければならない。
 2. 加盟校は野球部関係教諭の一人を責任教諭（常勤講師を含む）として登録する。責任教諭は野球部に関する一切の責任を本連盟に対して負う。
 3. 監督は登録に際し所定の監督届を提出して本連盟理事会の資格承認を受けなければならない。
 4. 部員は全員登録しなければならない。但し、大会参加選手はその年度の大会参加者資格規定に適合する者に限る。
 5. 新 1 年生の登録および部活動参加は原則として入学式後とする。
但し、3 月 25 日以降練習参加を希望する者は、高等学校入学までは保護者の責任の下、当該高等学校長の了承を得て練習に参加するものとし、練習参加については中学校長にも保護者から通知をしておくこととする。但し、試合・遠征・合宿には参加できない。
 6. 転入学者で入部を希望する者は大会参加者資格審査願（第 1 号様式の様式 2）を本連盟を通じて日本高等学校野球連盟審議委員会に提出の上、承認を受けなければならない。必要書類は次の通り。
 - ①一家転住の場合
 - 理由書 ○在籍期間証明書 ○在学証明書 ○保護者の転勤証明書 ○住民票
 - ②学区制の変更または学校の統廃合の場合
 - 理由書 ○在籍期間証明書 ○在学証明書
 - ③転入学生であっても前在籍校で野球部員として登録されていない場合
 - 理由書 ○在籍期間証明書 ○在学証明書 ○住民票
 - 前在籍校所属連盟の部員登録がなかったことを証明する文書を提出し、本連盟理事会の承認を受けなければならない。
 7. 中学校卒業後 1 カ年以上を経て入学した者で入部を希望する者は大会参加者資格審査願（第 1 号様式の様式 4）を提出し本連盟理事会の承認を受けなければならない。必要書類は次の通り。
 - 理由書 ○中学校卒業証明書 ○在学証明書再入学については、中学校卒業証明書に代わり、元在籍高校の退学証明書を添付すること。
 8. 小中学校在籍期間が 9 年を超える者で入部を希望する者は審査願（第 1 号様式の様式 4）を提出し本連盟理事会の承認を受けなければならない。必要書類は次の通り。
 - 理由書 ○小学校又は中学校の卒業証明書 ○在学証明書

9. その他以上6. 7. 8項に類する者で入部を希望する者は上記3項に準じて審査願（第1号様式の様式4）を提出し本連盟理事会の承認を受けなければならない。
 10. 以上6項～9項に該当する者ですでに他高校野球部に所属したことがある者は、その旨を明らかにして審査願（第1号様式の様式4）を提出し本連盟理事会の承認を受けなければならない。
 11. 再入部を希望する者は、再入部届（第3号様式）を提出して本連盟理事会の審査を受けなければならない。
 12. 年度登録以降の責任教諭、監督の変更や部員の入退部がある時は、その都度速やかに届出なければならない。
 - ①部員の入退部の場合は、第2号様式、第4号様式の届出を提出しなければならない。但し部員の追加登録については届出受理後1週間を経て資格を生ずる。
 - ②責任教諭、監督の変更の場合は、第7号様式の届出を提出しなければならない。監督については本連盟理事会の承認を必要とする。なお、責任教諭、監督が他校に転出した場合は、自動的に当該校の資格を失う。
 13. 責任教諭、監督の登録内容に変更が生じた場合には速やかに届出（第7号様式）し、部員の登録内容に変更が生じた場合には在学証明書を提出しなければならない。
 14. 本連盟が主催する大会に参加する責任教諭、監督、選手は各大会規定に従ってその都度登録しなければならない。
 15. 以上各項規定に違反した者は、その資格を認められず当該校野球部は日本学生野球協会審査室より処置を受けることがある。
- IV. 合宿および宿泊を伴う遠征を実施する場合には、第5号様式の届出を一週間前までに提出しなければならない。なお、宿泊を伴う遠征は本連盟主催の各大会期間中行ってはならない。但し、春、秋季大会中でも宿泊を伴わない府外試合は認める。
- V. 高等学校野球部員と社会人野球の関係について
登録部員および退部者が在学中社会人野球チームに登録出場した場合には、全日本軟式野球連盟規定、大阪府軟式野球連盟規定に抵触し違反行為となる。同時に日本学生野球憲章違反行為として日本学生野球協会審査室より学校野球部は処置を受ける。